

商工連ニュース

No.235

H30.10月号

ホームページアドレス <http://www.chibaken.or.jp> メールアドレス post@chibaken.or.jp

CONTENTS

- ◆平成30年度千葉県商工会青年部連合会 主張発表大会・リーダーズセミナーが開催されました
- ◆平成30年度関東ブロック商工会女性部交流研修会（神奈川大会）
- ◆千葉県商工会監事研修会が開催されました
- ◆千葉県最低賃金改正のお知らせ
- ◆11月～12月は「労働保険適用促進強化期間」です

- ◆日本公庫国民生活事業は、創業支援に積極的に取り組んでいます
- ◆業務改善助成金をご活用ください！
- ◆千葉県商工会メールマガジン STEP～商売の相談はまず商工会へ！～
- ◆ネットde記帳を活用し、消費税率アップへの備えを
- ◆経営強化や消費税転嫁のお悩みは専門家派遣制度をご利用ください！（相談無料）



平成三十年度千葉県商工会青年部連合会 主張発表大会・リーダーズセミナーが開催されました

七月六日千葉市（TKPガーデンシティ）にて千葉県商工会青年部連合会主催発表大会・リーダーズセミナーが開催され、県内各地の商工会青年部から二百六名が参加しました。

主張発表大会では、各ブロック代表者九名が青年部活動や地域活性化に向けた取り組み等をテーマに、熱のこもった発表を行いました。

最優秀賞には、「～長生Action～新たな生まれた「絆」がもたらす地域振興への挑戦」をテーマに発表した長生村商工会青年部の三上友也さんが輝きました。三上さんは九月十三日に東京都で開催さ



リーダーズセミナーで講演される
全国商工会連合会顧問
参議院議員 宮本周司氏

れた関東ブロック青年部連絡協議会平成三十年度主張発表大会（東京大会）に千葉県代表として出場しました。入賞者は次のとおりです。

- 最優秀賞：三上 友也（長生村）
- 優秀賞：伊橋孝太郎（多古町）
- 優良賞：牧野 文昭（南房総市内房）

- 金森 浩二（大網白里市）
- 高橋 雄介（富津市）
- 阿部 文晴（我孫子市）
- 中村 大海（富里市）
- 貝塚 将太（大多喜町）
- 飯島 大介（九十九里町）



主張発表大会最優秀賞
長生村商工会青年部 三上友也さん（前列右側）

「三上さんは、経営スタイルも新たな取組等による発展成長を目指す事業者や、地域に根差した持続的発展に取り組む事業者まで多種多様です。しかしながら、小規模事業者は経営資源に限りがあるため、それらを補うための施策や商工会の支援を活用していただきたい。」と熱弁されました。

続いて開催されたリーダーズセミナーでは、県内各地の商工会青年部員及び商工会青年部関係者から三百十一名が参加しました。

講師には、全国商工会連合会顧問である参議院議員宮本周司氏をお招きし、「今後の商工会と中小・小規模企業対策」をテーマにご講演いただきました。

宮本氏は、「小規模事業者は、さまざまな知恵、いろいろな技術、本当に多種多様な強みをもとにして商売をし、それを地域に提供しており、地域とともに、地域に根ざし、地域をつくりながら一緒に頑張っており、地域経済発展に欠かせない存在です。また、経営スタイルも新たな取組等による発展成長を目指す事業者や、地域に根差した持続的発展に取り組む事業者まで多種多様です。しかしながら、小規模事業者は経営資源に限りがあるため、それらを補うための施策や商工会の支援を活用していただきたい。」と熱弁されました。

平成三十年度関東ブロック商工会 女性部交流研修会（神奈川大会）

七月三日、関東一都十県から約千二百名の女性部員が集い、神奈川県大磯町の大磯プリンスホテルにおいて、関東ブロック商工会女性部交流研修会（神奈川大会）が開催されました。主張発表大会では、わが県代表として藤澤ふじかさん（勝浦市）が、「女性部活動と地域振興・まちづくり」勝運（かつん）カツでまちおこし」をテーマに発表を行ったほか、一都十県の代表者十一名が日頃の女性部活動について熱のこもった発表を行いました。主張発表大会終了後に開催された講演会では、衆議院議員の甘利明氏が「国の小規模企業等への支援策について」を演題に講演しました。最後に開催された情報交換会では、各都県が踊りなどを披露し、和やかな交流会に華を添えました。



発表をする藤澤さん（勝浦市）

千葉県商工会監事研修会が開催されました

九月二十八日千葉市ホテルポルトプラザちびにて千葉県商工会監事研修会が開催され、県内各地の商工会から、監事や事務局職員等約七十名が出席しました。

研修は、和泉善久県連会長の挨拶により開講し、次いで千葉県商工会労働部経済政策課中小企業・団体支援室白井達朗室長から研修会の基調となるご挨拶がありました。午前中は、千葉県経済政策課中小企業・団体支援室木場史樹副主査より県監査の説明、そして全国商工会連合会組織運営課松井俊輔課長補佐から「商工会の不祥事について」というテーマで、監事としての職責について講演がありました。

午後は、公認会計士の土屋晴行先生により「適正な監査の方法」について講演があり、監事として監査に臨むにあたっての具体的方法や、注意すべき事項について解説がありました。講演はいずれもわかりやすいと好評で、出席者は、監事の責任や監査の方法を改めて確認していました。

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されます。

平成30年10月1日から
時間額 895 円
(従来の868円から27円引上げ)

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意ください。
- ・「千葉働き方改革推進支援センター」におきまして、経営課題及び労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、御利用ください。（☎043-304-6133）
- ・事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者を対象とした「業務改善助成金」もありますので、お気軽にお問い合わせください。（☎043-306-1860）

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

千葉労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

11月～12月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。農林水産の事業の使用労働者5人未満の個人事業所を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険に加入手続をしなければならぬことになっています。

★労災保険は、労働者が業務災害や通勤災害を被ったときに、療養補償や休業補償などの必要な保険給付を行う制度です。

★雇用保険は、労働者が失業した場合に失業等給付を行なうほか、事業主の方には失業予防及び雇用の改善等の措置に対して各種助成金を支給する制度です。

いずれも事業主に加入が義務付けられています。未手続事業の事業主は至急、加入手続をしてください。

詳細については、千葉労働局労働保険徴収課（TEL：043-221-4317）又は、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

日本公庫国民生活事業は、創業支援に積極的に取り組んでいます。

1. 創業支援のための主な融資制度

- (1) 新たに事業を始める方・事業開始後間もない方 ～新規開業資金～
- ・ご利用いただける方 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
 - ・ご融資額 7,200万円以内（うち運転資金4,800万円以内）
 - ・ご返済期間 運転資金7年以内 設備資金20年以内
- (2) 無担保・無保証人融資をご希望の方 ～新創業融資制度～
- ・ご利用いただける方 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方
 - ・ご融資額 3,000万円以内（うち運転資金1,500万円以内）
 - ・ご返済期間 各種融資制度で定めるご返済期間以内

2. ご利用の手続き

- (1) お申込み
- 所定の借入申込書を提出していただきます。
添付していただく書類は一般的には次のとおりです。
- これから事業を始める方
 - ・創業計画書（資金調達方法、収支見込、取引先、取引条件などを記載したもの）
創業計画書はホームページからダウンロードできます。
 - 事業開始後間もない方
 - ・決算書など（決算や申告を終えていない方は試算表など営業状況のわかるもの）
- (2) ご面談
- ・資金のお使いみちや事業の計画などについてお話を伺います。
 - ・ご準備いただく書類は、計画についての資料、営業状況や資産・負債のわかる書類などです。
 - ・店舗や工場もお訪ねします。
 - ・事業計画などをさまざまな角度から検討し、融資の判断をいたします。

以上は主な内容です。詳しくは次の支店窓口までお問い合わせください。

日本政策金融公庫千葉支店国民生活事業

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番地
センシティタワー12階
TEL 043-241-0078

船橋支店 〒273-0005 船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館 TEL 047-433-8252
 松戸支店 〒271-0091 松戸市本町7-10 ちばぎんビル TEL 047-367-1191
 館山支店 〒294-0045 館山市北条1063-2 TEL 0470-22-2911

業務改善助成金をご活用ください！

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上、労働能率の増進のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

なお、申請書提出の締切は平成31年1月31日（木）までとなりますのでご注意ください。

事業場内最低賃金の 引き上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体 で30人以下の事業場は3/4 ↓ 生産性要件を満たした場合 には 3/4 常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は4/5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円 未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上 1,000円未満の事業場

●助成金の詳細についてのお問合せ先 千葉労働局雇用環境・均等室 TEL043-306-1860

ネットde記帳を活用し、消費税率アップへの備えを

消費税の税率アップが2019年10月に迫っています。税率のアップに伴い、事務作業の複雑化や需要の減退や価格転嫁の難しさによる採算性の悪化が懸念されます。このように、大きな課題が生じますが、本業がある中で消費税の税率アップ対策に多くの時間を割くわけにはいきません。

そこで、商工会のネットde記帳をお勧めします。ネットde記帳を活用し、商工会の支援を受けながら、消費税の税率アップの負担を減らして本業へ取り組む時間を増やしませんか。お近くの商工会までぜひご相談ください。



千葉県商工会メールマガジン STEP ~商売の相談はまず商工会へ！~

メルマガ会員募集！（登録無料・不定期配信）

1 配信内容

- (1) 国、県及び市町村の小規模企業施策情報
 - ・金融、財務、助成金及び補助金等
 - (2) 商工会及び商工会連合会からのお知らせ
 - ・研修会、講習会及び商談会開催情報等
 - (3) 経営のマメ知識アドバイス
 - ・税務、労務、事業計画策定等
 - (4) 地域イベント開催情報
 - (5) マル経融資制度金利情報
- 上記以外にも商売に関する耳よりの情報をお届けします。

2 登録方法

千葉県商工会連合会のHPにアクセスしてメルマガ登録画面に登録情報を入力。
<http://www.chibaken.or.jp/>



◇平成31年10月には消費税税率が10%に引き上げられます！

◇消費税増税後の売上反動減対策として経営強化が必須です！

**経営強化や消費税転嫁のお悩みは専門家派遣制度をご利用ください！
(相談無料)**



専門家派遣制度の内容・・・経営強化のため事業計画を作成したい！売上拡大を図り利益を確保したい！等の相談に、県連合会に登録されている専門家（中小企業診断士・税理士等）を県連合会の費用で、一定回数事業所へ派遣する制度です。（派遣申込は商工会へどうぞ！）